

平成27年10月1日以降始期用

労災リスクに対する「企業防衛」は
経営者の重要な責任です。

なんと

うつ病による自殺や過労死等の
新しい労災リスクが増加しています！

そして

それらメンタルヘルスに起因する労災は
高額な賠償責任が続出しています！

つまり

生産力低下や風評被害のリスクもあわせて
経営悪化の可能性も！

労災事故で高額の賠償！ その備えのご案内です。

貴社の企業防衛のお役に立てる、時代にピッタリの労災対策をご提案します。

今なら最大

約 **56%**
割引！

全国中小企業団体中央会の業務災害補償制度

経営ダブルアシスト[®]

一般傷害保険

全国中小企業団体中央会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

信頼の中央会の制度、だから安心。

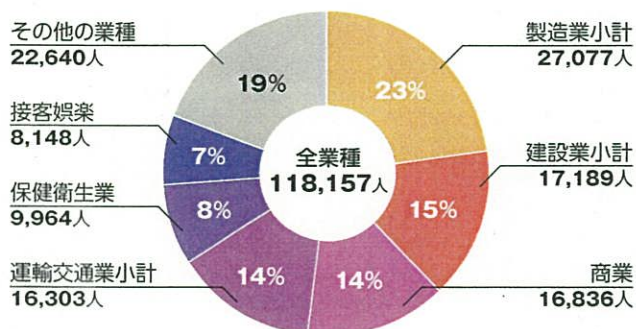
ご存知ですか？ 労働災害に関するあれこれ

「労働災害」のリスクヘッジが企業

労災事故発生状況

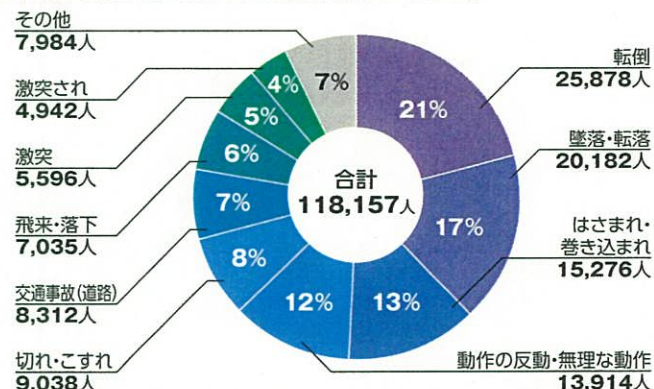
製造業、建設業だけでなく、商業（小売・卸売等）など、あらゆる業種で事故が発生しています。

● 業種別労災事故発生状況（死傷者数の構成比）



出典：厚生労働省「労働者死傷病報告」による死傷災害発生状況（平成25年確定値）

● 事故型別労災事故発生状況（死傷者数の構成比）



出典：厚生労働省「労働者死傷病報告」による死傷災害発生状況（平成25年確定値）

労災事故の被災者数

これだけの就労者が労災事故にあわれており、労災事故はいつでも起こりうる状況といえます。



1日あたり

1,652人

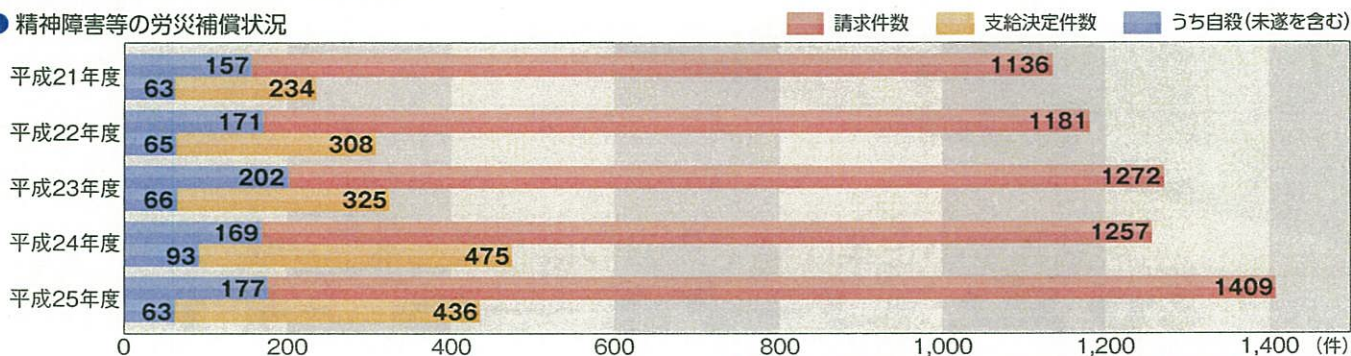
平成25年度に発生した労働災害による被災者数※は左記のとおりです。
※ 政府労災新規受給者数
出展：厚生労働省「平成25年度労災保険事業の保険給付等支払状況」

精神障害等の労災補償状況

労災事故は“ケガ”だけではありません。過労による病気等への備えは万全ですか？

精神障害等に係る政府労災の支給決定件数は過去最高です。

● 精神障害等の労災補償状況



出典：厚生労働省「平成25年度 脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況」

経営ダブルアシストなら

派遣社員や構内下請作業員の方々も補償できます。

事業主・役員、従業員、パート・アルバイト、建設業下請の方はもちろん、派遣社員および構内下請作業員、貨物自動車運送事業の請負人も補償対象に含めることができます。

「賠償補償」と「定額補償」のダブル補償で企業をがっちり守ります。

死亡事故等により賠償責任を負った場合の「賠償補償」と、死亡保険金や入院の治療費等の「定額補償」のダブル補償を実現しました。会員企業をがっちりお守りします。

経営の“安心”につながります。

政府労災と労災訴訟高額判決事例

高額化する賠償責任額。政府労災だけで十分とお考えですか!?

政府労災の給付	死亡		負傷・疾病				
	遺族(補償)給付	葬祭料(葬祭給付)	療養(補償)給付	障害(補償)給付	休業(補償)給付	傷病(補償)年金	介護(補償)給付
カバーされない部分(一例)	休業(補償)給付の不足分 【休業3日目までの補償】		被災者本人や遺族への見舞金		被災者本人や遺族への精神的ダメージ(慰謝料)		

● 労働災害関係高額事件一覧(判決)

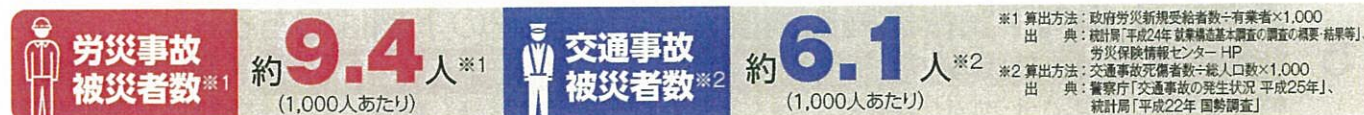
	判決容認額等	業 種	事故内容	年
1	1億6,524万円	建 設	玉掛していた原木が落下	1994
2	8,486万円	学 校	教諭が雪崩れに遭遇	1995
3	8,323万円	建 設	作業員が2階開口部より転落	2005
4	6,539万円	販 売	改修工事中のガス爆発	1997
5	6,419万円	建 設	配電工事中に感電	1992

労災事故が起こった場合、政府労災により労働者の死亡・負傷・疾病等に対して保険給付されますが、被災労働者の全ての損害が補償されるわけではありません。自動車事故で自賠責保険に任意保険をプラスすることで自賠責保険の不足分をカバーするように、労災事故に対しても政府労災に『上乗せ補償』をプラスすることで政府労災の不足分をカバーする必要があります。

出典: 労災示談研究グループ編「新・労災事故と示談の手引」

労災事故と交通事故

意外かもしれませんが、労災事故は交通事故よりも発生率が高い、より身近な事故なのです。



労務管理のリスクはケガや事故だけではなくあります。

● 総合労働相談件数及び民事上の個別労働紛争相談件数の推移



高額になる民事上の賠償金(慰謝料等)や訴訟費用(弁護士費用等)も補償します。

使用者賠償責任担保特約は、「労働災害におけるケガ」や「過労死・過労自殺」等が原因で会員企業の法律上の賠償責任が生じた場合、民事上の賠償金や訴訟費用もカバーします。

高度化する企業責任・新しいタイプの労災認定に対応しています。

ケガによる労災事故だけでなく、過労死・過労自殺に起因する安全配慮義務違反等の会員企業の法律上の賠償責任に対応しています。



企業向けの

賠償補償



役員・従業員
向けの

定額補償

商品特長

- 1 一般の加入より**最大約56%(*1)割安**に加入できます!
※団体割引30%・過去の損害率による割引30%・役職員一括契約割引10%もしくは5%
(*1) $[1-30\%(\text{団体割引})] \times [1-30\%(\text{過去の損害率による割引})] \times [1-10\%(\text{役職員一括契約割引})] \div 0.44 \rightarrow \text{最大約56\%割引}$
- 2 業務災害・通勤災害に伴う企業および社長・**役員個人**の法律上の賠償責任を**最大1名あたり3億円/1災害あたり5億円**まで補償します!
- 3 労災保険の**給付決定を待たず**に保険金をお支払いします!
※使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。
- 4 **加入者に保険金をお支払い**します!
※事業補償型を選択した場合。
※災害補償規定による見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお渡しいただけます。
※保険金の会社受取りには、ご加入時に補償対象者(代表となる方)の同意をいただく必要があります。
- 5 **派遣社員・構内下請作業員も補償**します!建設業の下請はもちろん、
貨物自動車運送事業の場合、**いわゆる「傭車」と呼ばれる請負人**も補償します!
事業主・役員(★)、従業員、パート・アルバイト、建設業の下請負人、貨物自動車運送事業の請負人(★)、派遣社員(★)、構内下請作業員(★)も補償します。
(★)オプション
- 6 **熱中症や日射病、通勤途上のケガ**も補償します!
業務中のケガはもちろん、熱中症・日射病などの「業務上疾病」を補償します。また、通常経路の通勤途上のケガも補償します。
- 7 業務中の地震・噴火・これらによる津波等の**天災によるケガ等も補償**(★)します!
(★)オプション
- 8 従業員の人数報告は不要で簡単。
パート・アルバイトの方も自動的に補償対象になります!
- 9 入院保険金・通院保険金を**1日目からお支払い**します!
- 10 建設業の場合、**「経営事項審査制度」の加点ポイント**になります!
- 11 パワハラ・セクハラ行為に対する
管理責任や不当解雇等に伴う、企業、社長・役員個人および管理職の
法律上の賠償責任を最大3,000万円まで補償(★)します! (★)オプション
- 12 保険料は**全額損金処理**の上、満期時の保険料精算は不要です!

のダブル補償で守ります。

団体割引等
適用のため
保険料が
最大
約 **56%**
割引!!!

補償内容

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金・保険金をお支払いしない主な場合等、詳細につきましては当パンフレット「経営ダブルアシスト(一般傷害保険)補償の内容」を必ずご参照ください。

企業向け

パワハラ・セクハラ行為の管理責任等による

賠償金への備え

パワハラ・セクハラ行為に対する管理責任や不当解雇等により、企業、役員、管理職の方などが法律上の賠償責任を負担された場合に、法律上の損害賠償金、弁護士費用等を**雇用関連賠償保険金**としてお支払いします。^{(*)2}

企業の労務管理に関する賠償責任



役員・従業員向け

入院・手術の備え

役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ^{(*)3}をされ、180日以内に入院・手術された場合に**入院保険金**、**手術保険金**をお支払いします。

役員・従業員向け

通院の備え

役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ^{(*)3}をされ、180日以内に通院された場合に**通院保険金**をお支払いします。

企業向け

従業員の方の業務災害・通勤災害による

賠償金への備え

従業員の方の業務中・通勤中の労災事故により、企業、役員等が法律上の賠償責任を負担された場合に、法律上の損害賠償金、弁護士費用等を**使用者賠償保険金**、**使用者費用保険金**としてお支払いします。

万が一の訴訟の場合は、法律上の賠償責任を**最大1名あたり3億円**、**1災害あたり5億円**まで補償します!

企業向け

従業員の死亡・後遺障害による

臨時費用への備え

死亡保険金・後遺障害保険金をお支払いするケースで、事故の日からその日を含めて180日以内に企業等が臨時に費用を負担された場合**事業主費用保険金**をお支払いします。

役員・従業員向け

万一の備え

役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ^{(*)3}をされ、180日以内に死亡された場合に**死亡保険金**をお支払いします。

役員・従業員向け

後遺障害の備え

役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ^{(*)3}をされ、180日以内に後遺障害が発生した場合に**後遺障害保険金**をお支払いします。

役員・従業員向け

休業の備え

役員・従業員の方が業務中の事故によりケガ^{(*)3}をされ、180日以内に就業不能となり、その期間が免責期間(3日)を超えた場合に**傷害休業保険金**をお支払いします。

^{(*)2}条件によってはご加入できないケースがあります。詳しくは代理店までお問い合わせください。 ^{(*)3}急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。

ご利用いただけるサービス

経営・労務サポートサービス

サービス提供の一例

労働安全衛生法の改正に伴い、2015年12月より従業員50名以上の事業場は、従業員に対するストレスチェックを実施することが義務化(従業員50名未満の事業場は、当面努力義務とされています。)

東京海上日動のストレスチェックサービスを無料でご利用いただけます。

サービスメニューの概要は次のとおりです。

ストレスチェックサービス

WEB上で従業員の皆様のストレスチェックを実施できます。従業員の皆様自身のストレスへの気づきを促すことができます。

メンタルケア・ホットライン

従業員のメンタルヘルスケア・カウンセリングサービスによりお悩み・ご相談にお応えします。

休業職場復帰サポート

メンタルヘルス不調者が初めて発生した場合に、専門スタッフがお電話等で1時間程度一般的な職場復帰に向けた準備の考え方についてアドバイスをいたします。

労務トラブル防止セミナー

セクハラやパワハラ等のハラスメントや賃金や解雇による労務トラブル等が発生した場合に、社会保険労務士等の専門家を派遣し、再発を防止するための各種セミナー等を開催します。

経営支援・診断サービス

公的助成金、労務リスク、就業規則、事業承継等に関する簡易診断を行います。また、診断結果に基づく社会保険労務士等の専門家の訪問による相談・アドバイスを実施します。

法律・税務・労務ホットライン

法律・税務・労務に関するご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家がお応えします。

その他のサービス

ディリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

※各サービスは、弊社提携会社を通じてご提供します。

※サービスメニューの内容は、予告なく変更・中止となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了承ください。

※各サービスの詳細は「経営・労務サポートサービス サポートブック」をご参照ください。